

議案第 91 号

- 1 議案名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 徳島県奨学金貸与条例の一部が改正されること等に伴い、所要の整理を行う必要がある。

グローバル・文化教育課

# 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部改正について

教育委員会グローバル・文化教育課

## 1 規則改正の理由

徳島県奨学金貸与条例（平成14年徳島県条例第35条）の一部が改正され、徳島県奨学金に係る延滞利息の割合が改められることとなった（令和3年4月1日施行）。

このことに伴い、徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成14年徳島県規則第26号）で定める様式の該当箇所について所要の整理を行う等の必要がある。

## 2 規則改正の概要

### (1) 徳島県奨学金貸与条例の一部改正に伴う所要の整理（様式第13号関係）

様式第13号（表）に記載する延滞利息の割合について、その表記を「年7.25パーセント」から「年3パーセント」に改めることとする。

#### ※ 様式第13号 奨学金借用証書

奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の最終の交付を受けた日又は奨学金の貸与の決定を取り消された日以後知事が定める日までに、連帯保証人及び保証人と連署した奨学金借用証書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。（第10条第1項）

### (2) その他所要の整理

①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正（令和2年5月25日施行）により、マイナンバー「通知カード」が廃止されたことに伴い、奨学金貸与申請書の添付書類から通知カードの写しを削除することとする。（第3条第1項第1号口関係）

②独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）の一部改正（令和2年4月1日施行）により、引用する条文等が改められたことに伴い、所要の整理を行うこととする。（第7条の2第1項第2号イ関係）

③大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省第6号）の一部改正（令和2年4月1日施行）により、引用する条項がずれたことに伴い、所要の整理を行うこととする。（第7条の2第1項第2号口関係）

## 3 施行期日

令和3年4月1日

条例等立案表

題名	徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	課(室)名	教育委員会 グローバル・文化教育課
担当者名	湯浅啓子	電話番号	三一三一
制定理由	徳島県奨学金貸与条例の一部が改正されること等に伴い、所要の整理を行う必要がある。		
あらまし	<p>一 徳島県奨学金貸与条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。</p> <p>二 その他所要の整理を行うこととした。</p> <p>三 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。</p>		
予算上の措置			
関係法規	<p>徳島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例（令和三年徳島県条例第号）</p>		
法規審議委員会	要・ <input checked="" type="checkbox"/>	備考	

徳島県規則第 号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号口中「写し、」を「写し又は」に改め、「又は同法第七条第一項に規定する通知カードの写し」を削る。

第七条の一第一項第二号イ中「第二十条に規定する機構の選考による学資の支給に係る認定を行うかどうかの決定」を「第二十三条の四第三項から第五項までの規定による通知又は同令第二十三条の八の規定による学資支給金の額の変更」に改め、同号口中「第十一条第二項若しくは第五項」を「第十一条第五項若しくは第七項」に改める。

様式第十三号の表中「年7.25パーセント」を「年3パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>(貸与の申請手続)</p> <p><b>第三条 奨学生の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学生貸与申請書（様式第一号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</b></p> <p>一 高等学校等に在学する者（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ 条例第一条第一号及び第一号の要件を備えることを証明する書類</p> <p>ロ 所得証明書（様式第二号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の記載された住民票の写し又は同条第七項に規定する個人番号カードの写し（次条第一項第二号において「所得証明書等」という。）</p> <p>ハ 連帯保証人及び保証人と連署した誓約書（様式第三号）</p> <p>二 その他知事が必要と認める書類</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(貸与の申請手続)</p> <p><b>第三条 奨学生の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学生貸与申請書（様式第一号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</b></p> <p>一 高等学校等に在学する者（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ 条例第二条第一号及び第一号の要件を備えることを証明する書類</p> <p>ロ 所得証明書（様式第二号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の記載された住民票の写し又は同法第七条第一項に規定する通知カードの写し（次条第一項第二号において「所得証明書等」という。）</p> <p>ハ 連帯保証人及び保証人と連署した誓約書（様式第三号）</p> <p>二 その他知事が必要と認める書類</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(額の変更の申請)</p> <p><b>第七条の二 奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学生の額の変更を受けようとするときは、奨学生月額変更申請書（様式第十号の二）を知事に提出しなければならない。</b></p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる場合のいずれかに該当し、奨学生の額を変更する必要が生じたとき。</p> <p>イ 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第第一二二号）第二十二条の四第三項から第五項までの規定による通知又は同令第一十三条の八の規定による学資支給金の額の変更が行われた場合</p> <p>ロ 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十一条第五項若しくは第七項の規定による通知又は同令第十四条の規定による授業料減免の額の変更が行われた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(額の変更の申請)</p> <p><b>第七条の二 奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学生の額の変更を受けようとするときは、奨学生月額変更申請書（様式第十号の二）を知事に提出しなければならない。</b></p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる場合のいずれかに該当し、奨学生の額を変更する必要が生じたとき。</p> <p>イ 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二二二号）第二十条に規定する機構の選者による学資の支給に係る認定を行なうかどうかの決定</p> <p>が行われた場合</p> <p>ロ 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十一条第三項若しくは第五項の規定による通知又は同令第十四条の規定による授業料減免の額の変更が行われた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

株式第13号(第10条関係) (改正案) (表)

株式第13号(第10条関係)

(現行)

(表)

収入	印紙
借用金額	

徳島県奨学生金貸与条例の規定に基づき、上記の金額を借用しました。  
つきましては、関係諸規程を守り、裏面の奨学生返還明細とのおり、滞りなく返還するものとし、後日、返還方法を変更する場合には、事前に届け出ます。  
また、不履行が生じた場合において、本人、連帯保証人及び保証証人に對し、源泉割引票、所得證明書等の写しの提出を求められた場合は、提出いたします。  
なお、分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が金10万円に達したときには、履行期限を繰り上げられ、残元金に対する延滞利息(年3.5パーセント)の支払を命じられても、異議ありません。  
なお、訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、徳島簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。

年月日  
本 人  
(奨学生の貸与を受けた者)  
連 帶 保 証 人  
保 証 人  
徳島県知事 殿

貸与を受けたときの学校	立	学校	課程	科類
貸与期間	年 月から 年 月まで			
貸与終了理由	卒業	満了	取消し	辞退

注1 「本人」については、奨学生の貸与を受けた者本人が自署押印すること。  
2 「連帯保証人」については連帯保証人が、「保証人」についてでは保証人が自署押印すること。  
3 貸与申請時ど連帯保証人は保証人が異なる場合は、連帯保証人(保証人)変更届(様式第9号)を併せて提出すること。

収入	印紙
借用金額	

徳島県奨学生金貸与条例の規定に基づき、上記の金額を借用しました。  
つきましては、関係諸規程を守り、裏面の奨学生返還明細とのおり、滞りなく返還するものとし、後日、返還方法を変更する場合には、事前に届け出ます。  
また、不履行が生じた場合において、本人、連帯保証人及び保証証人に對し、源泉割引票、所得證明書等の写しの提出を求められた場合は、提出いたします。  
なお、分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が金10万円に達したときには、履行期限を繰り上げられ、残元金に対する延滞利息(年7.25ペーセント)の支払を命じられても、異議ありません。  
なお、訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、徳島簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。

年月日  
本 人  
(奨学生の貸与を受けた者)  
連 帶 保 証 人  
保 証 人  
徳島県知事 殿

借用金額	百万	十万	万	千	百	十	円
借用金額							

注1 「本人」については、奨学生の貸与を受けた者本人が自署押印すること。  
2 「連帯保証人」については連帯保証人が、「保証人」についてでは保証人が自署押印すること。  
3 貸与申請時ど連帯保証人は保証人が異なる場合は、連帯保証人(保証人)変更届(様式第9号)を併せて提出すること。